

古文書講座「町方文書を読む」

袖吉 正樹

1. はじめに

町政と十人組

町役所（町会所）

町役人→町年寄・散算用聞・横目肝煎・町肝煎・記録方など

↑
十人組 → 組合 → 組合頭

十人組（10軒前後、町の隣保組織、最小単位）→数組合せ→組合

組合頭

人別の調査・掌握、藩令の廻達、願書の取次、家屋売買、遺言状開封立合

↓
町人生活に直接関わる事項を取り扱う

十人組を構成する亭主→「町規御用」の義務

- ・町役銀・地子銀などの諸役銀上納
- ・亭主番（本町）、夜番（地子町）など町内の見廻り
- ・箱番→組合御用箱の管理。月替わりで交代（輪番制）
- ・組合御用箱→「遺言書一件」「譲状一件」「家屋敷売買一件」「人別送り状一件」などを保存管理

2. 相続の方法

万治2年(1659)遺言状の作成を命じる（『加賀藩御定書』）

亭主が病を患い、余命がないとされた時

元禄10年(1697)相続と同時に新亭主に遺言状の作成・提出を命じる

（「町格」加越能文庫）

「其身勝手次第幾度も調替候義ハ不苦候」

「人々存知寄次第遺書ニ調封シ候テ」（「町格」加越能文庫）

↓
相続形態・相続原因・相続人の資格・順位など→不干涉主義

- ・「遺言状」→亭主の死亡による死後相続
- ・「譲り状」→亭主の隠居、養子縁組、養子縁組等による生前相続

I. 「遺言状」による相続

①「遺言状」の作成

被相続人作成→遺言状包封表に被相続人・組合頭・肝煎が封印
遺言状包封裏に十人組・組合頭・肝煎が捺印

②「一類付」の作成

遺言状を見る前に、親族の名前を記した書類

③遺言状の披見

組合頭宅において親族の者・組合中・組合頭・肝煎立会

④「遺言状前証文」の作成

遺言状を見る前に、前もって遺言状の通りに従うことを誓約し、一門（親族）の名前を記した書類

⑤「遺言状後証文」の作成

遺言状の内容に申分のないことを誓約した書類→新遺言状の作成

⑥遺言状一件の保管

「遺言状入置候箱之義者、箱番と組合頭相封ヲ付置預り置、月替之次箱番へ相送申候」（「町規秘録」）

「遺言状」「一類付」「遺言状前証文」「遺言状後証文」の4通を一集に封じ、箱番・組合頭・肝煎の三者が署名捺印の上封印し、「新遺言状」と共に組合御用箱で保管

御用箱に入れ施錠→箱番、組合頭相封→月替に次の箱番へ送り管理

II. 「譲り状」による相続

①相続会議開催日の決定

被相続人・一門・組合中・組合頭・肝煎立会

②「譲り状」の作成

被相続人により「譲り状」の作成

被相続人から遺言状の撤回、新相続人の指名決定

③「譲り請状」の作成

新相続人による「譲り請状」の作成

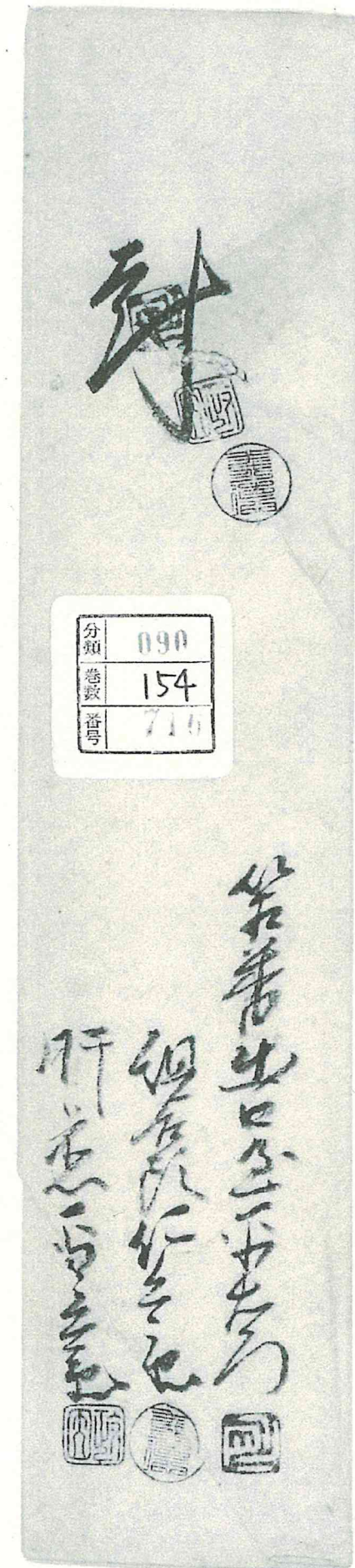
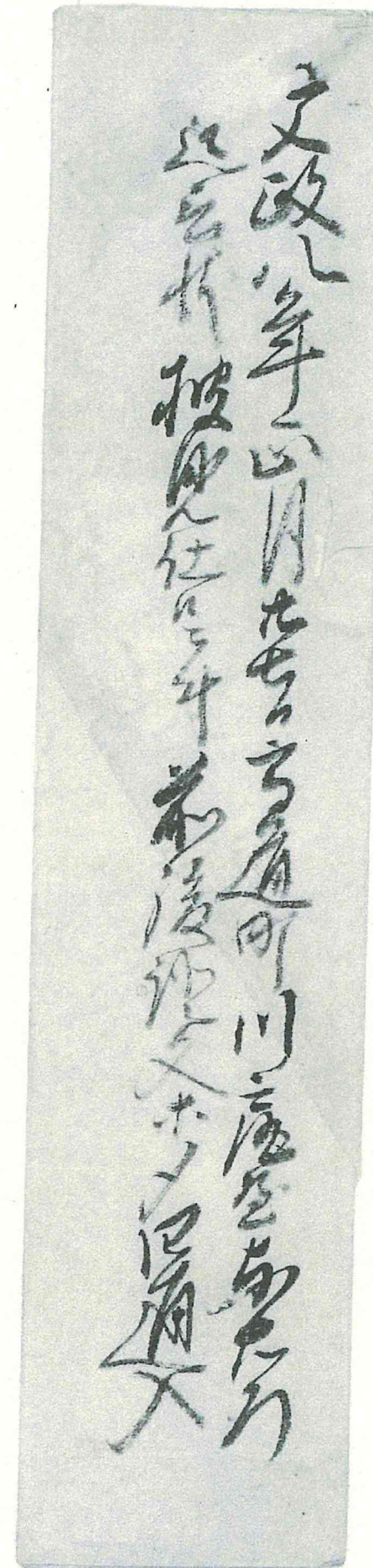
新相続人による新遺言状の作成

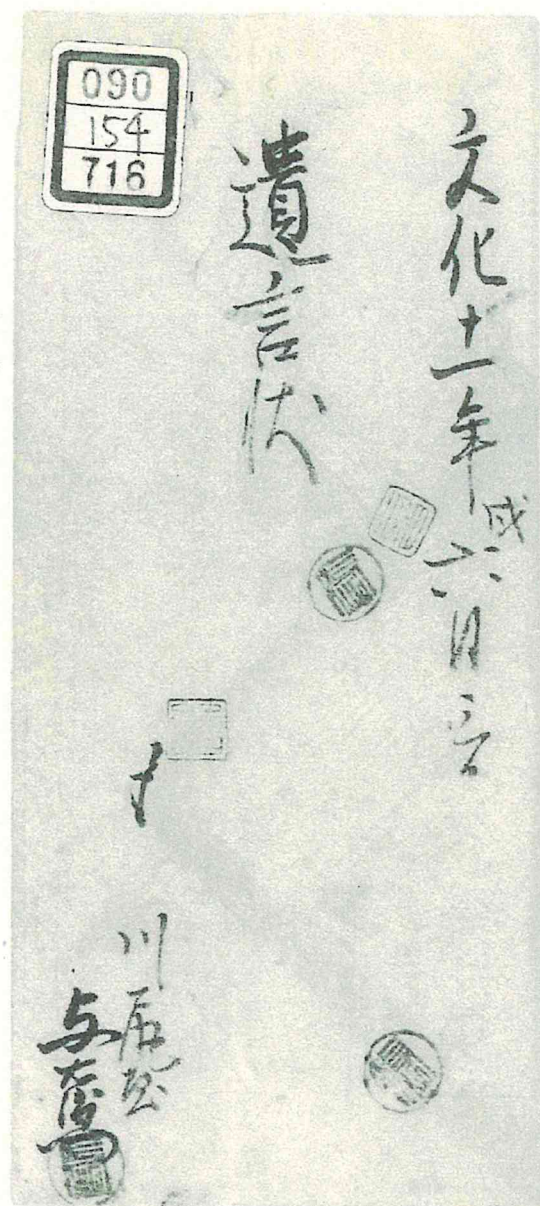
④譲り状一件の保管

「譲り状」「譲り請状」が一集に封じられ、箱番・組合頭・肝煎の三者が署名捺印の上封印し、新遺言状と共に組合御用箱で保管

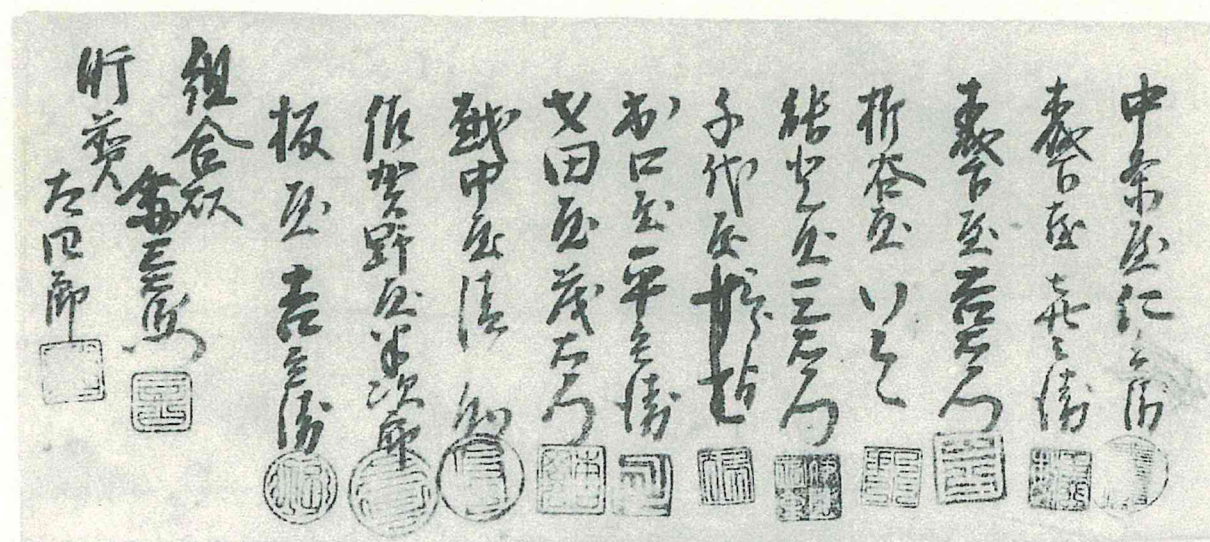
おわりに

- ・新亭主に選ばれた者→被相続人の地位、家財の継承、家名・名前を譲受け、諸願・諸届（商売願・要用銀の拝借願・関所通行手形の交付願など）の権利
- ・町規御用の義務→町役銀・地子銀などの上納・夫役・亭主番・夜番・箱番などを行う
- ・遺言状の作成→相続財産をめぐる争いを防止するのみならず、町人としての重要な勤めである「町規御用」を間違いなく行なうよう、誓約させることを目的としたものである





文化 11 年 (1814) 6 月 川尻屋与右衛門遺言状包封 (表)



(裏)

文化十一年
戌 六月二日
御組合中御

川尻屋
与三郎

遺言状之事
一 私病宛仕ふ家賊書いづりしに
佐上志悻助理而一 并見方元ある後
中ふくし紙より見る御組合御方更
御見斗上彩車好い並みはより

文化 11 年 (1814) 6 月 川尻屋与右衛門遺言状

一 類附

故
与
書

書
ひ
さ

実
子
与
書

中
好
所
川
屋
久
書

存
通
一
形
子
書
以
上

文
政
八
年
四
月
廿
七
日

川
屋
久
書

仁
書
友

所
書
友

清江先生

[illegible]

文政八年西月

川島 康之助

五

石室山

五

足中物

川之虎

三

沈

四

五

17
24

少長